

# いじめ問題の対応について

令和4年4月22日(金)  
文部科学省 初等中等教育局  
児童生徒課



# 行政説明の内容

- 1 いじめの定義・認知
- 2 いじめへの(組織的)対応
- 3 いじめの重大事態の調査に関するガイドライン
- 4 対応のレベルアップ ～反省・教訓をいかす～
- 5 その他の最近のいじめ対策等  
(コロナ禍におけるいじめ対策等)
- 6 総務省からの勧告
- 7 未然防止

# 1 いじめの定義・認知

---



# いじめ対策のこれまでの経緯

- ◆ 平成24年7月、滋賀県大津市の自殺事案について、報道がある
- ◆ 平成25年2月、教育再生実行会議第1次提言  
→「社会総がかりでいじめに対峙していくための基本的な理念や体制を整備する法律の制定が必要」

## 「いじめ防止対策推進法」の成立(平成25年6月21日)

→ 6月28日公布、9月28日施行

- ◆ **いじめの防止等のための基本的な方針**の策定(10月11日)  
→ 同日、各都道府県教育委員会等へ通知を發出し周知。
- ◆ 平成29年3月、**いじめの防止等のための基本的な方針**の改定  
**重大事態の調査に関するガイドライン**の策定  
※いじめ防止対策推進法の施行3年後の見直し規定を踏まえた対応

○ いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)

附 則  
(検討)

第2条 いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

2 (略)

# いじめ防止対策推進法【概要】 ①

## (平成25年法律第71号)

### 第一章 総則

1 「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校(※)に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義すること。

※小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)

2 いじめの防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止、関係者の責務等を定めること。

### 第二章 いじめ防止基本方針等

1 国、地方公共団体及び学校の各主体は、「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」の策定(※)を定めること。

※国及び学校は策定の義務、地方公共団体は策定の努力義務

2 地方公共団体は、関係機関等の連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができること。

### 第三章 基本的施策

学校の設置者及び学校が講ずべき基本的施策として、①道徳教育等の充実、②早期発見のための措置、③相談体制の整備、④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進を定めるとともに、国及び地方公共団体が講ずべき基本的施策として、⑤いじめの防止等の対策に従事する人材の確保等、⑥調査研究の推進、⑦啓発活動等について定めること。

# いじめ防止対策推進法【概要】 ②

(平成25年法律第71号)

## 第四章 いじめの防止等に関する措置

- 1 学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理・福祉等の専門家その他の関係者により構成される組織を置くこと。
- 2 個別のいじめに対して学校が講ずべき措置として、①いじめの事実確認と設置者への結果報告、②いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援、③いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言について定めるとともに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの警察との連携について定めること。
- 3 懲戒、出席停止制度の適切な運用等その他いじめの防止等に関する措置を定めること。

## 第五章 重大事態への対処

- 1 学校の設置者又は学校は、重大事態(※1)に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うものとすること。  
(※1) {
  - 一 いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
  - 二 いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- 2 学校の設置者又は学校は、1の調査を行ったときは、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 学校は、重大事態が発生した旨を地方公共団体の長等(※2)に報告、地方公共団体の長等は、必要と認めるときは、1の調査の再調査を行うことができ、また、その結果を踏まえて必要な措置を講ずるものとすること。  
(※2) 公立学校は地方公共団体の長、国立学校は文部科学大臣、私立学校は所轄庁である都道府県知事

## 第六章 雑則

学校評価における留意事項及び高等専門学校における措置に関する規定を設けること。

# いじめ対策における国・地方公共団体・設置者・学校(教職員)・保護者の主な役割

**国** ★「いじめ防止基本方針」の策定 【法第11条】  
○いじめの防止等のための対策を総合的に策定・実施

**地方公共団体** ◆「地方いじめ防止基本方針」の策定 【法第12条】  
※「いじめ問題対策連絡協議会」の設置 【法第14条第1項】  
○地域の状況に応じた施策の策定・実施

**学校の設置者** ※いじめ防止等の対策を実効的に行うための附属機関の設置 【法第14条第3項】  
★設置する学校に対する必要な支援等または必要な調査の実施 【法第24条】  
○いじめの防止等のために必要な措置の実施

**学校・教職員** ★「学校いじめ防止基本方針」の策定 【法第13条】  
★「学校いじめ対策組織」の設置 【法第22条】  
★いじめに対する措置 【法第23条】  
○学校全体でのいじめの防止・早期発見と対処

**保護者** ◆児童等への指導、いじめの防止等のための措置への協力 【法第9条第1項・第3項】  
★児童等の保護 【法第9条第2項】  
○子の教育についての第一義的責任

★：義務 ◆：努力義務 ○：責務 ※：望ましい

# いじめの定義

～平成17年度

自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの

平成18年度～

当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの

- × 「自分より弱い者」
- × 「一方的に」
- × 「継続的に」
- × 「深刻な」

発生場所は学校内外を問わず、個々の行為が『いじめ』に当たるか否かの判断はいじめられた児童生徒の立場に立つて行う。

具体的ないじめの種類に「パソコン・携帯電話での中傷」「悪口」などを追加。「発生件数」から「認知件数」に変更。

## いじめ防止対策 推進法(平成25年) の定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの

### 【いじめの防止等のための基本的な方針より】

○「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要

○いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う

※平成29年3月の基本方針改定

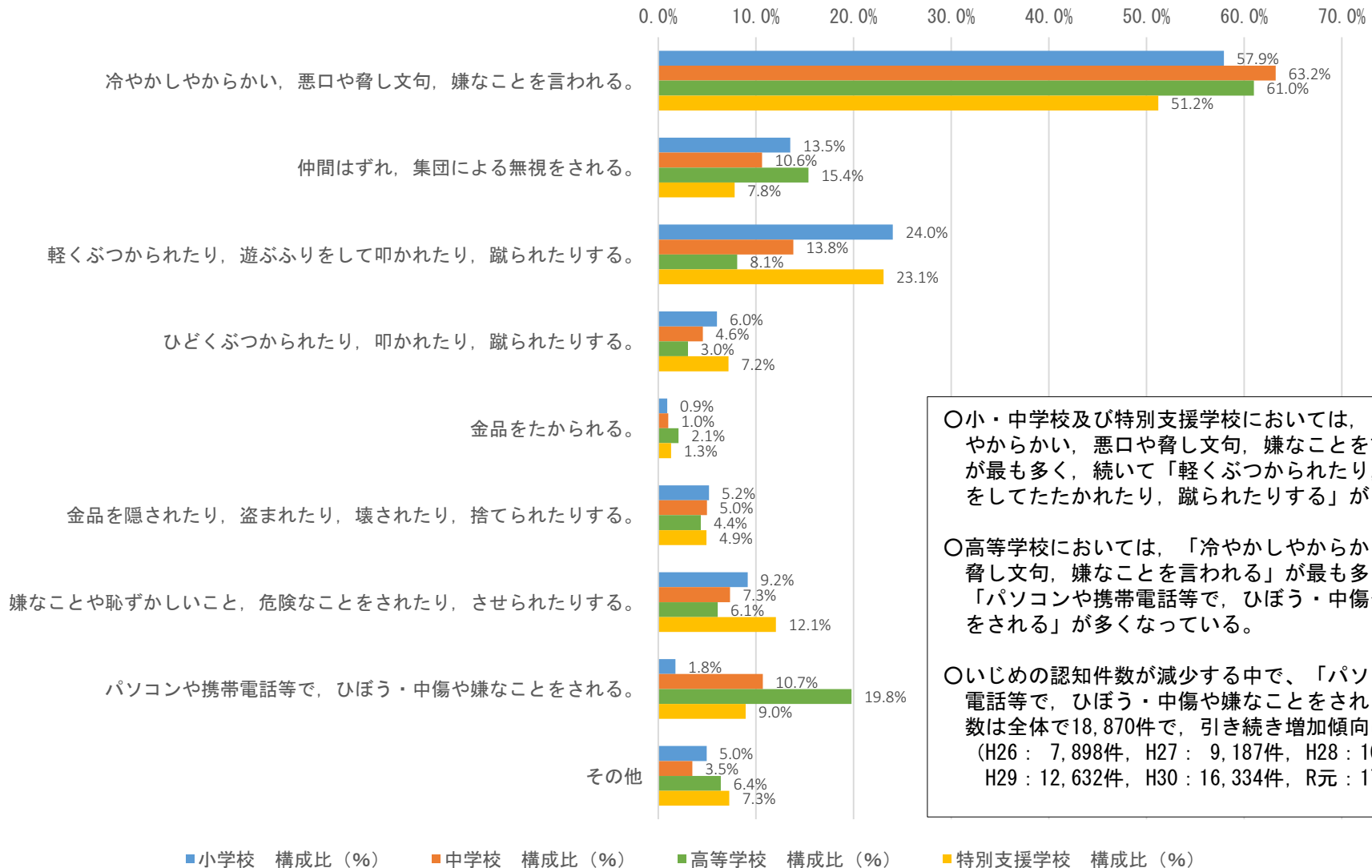
- 旧基本方針では「けんか」がいじめの定義から除かれるため、けんかに係る記述を改正(「けんかを除く」という記述を削除)  
➡ けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。



# いじめの状況について

## いじめの態様別状況

(複数回答可)



○小・中学校及び特別支援学校においては、「冷やかしかからかい, 悪口や脅し文句, 嫌なことを言われる」が最も多く, 続いて「軽くぶつかられたり, 遊ぶふりをしてたたかれたり, 蹴られたりする」が多い。

○高等学校においては、「冷やかしかからかい, 悪口や脅し文句, 嫌なことを言われる」が最も多く, 続いて「パソコンや携帯電話等で, ひぼう・中傷や嫌なことをされる」が多くなっている。

○いじめの認知件数が減少する中で、「パソコンや携帯電話等で, ひぼう・中傷や嫌なことをされる。」の件数は全体で18,870件で, 引き続き増加傾向にある。  
(H26 : 7,898件, H27 : 9,187件, H28 : 10,779件, H29 : 12,632件, H30 : 16,334件, R元 : 17,924件)

## 小中学生への6年間のいじめの追跡調査

「仲間はずれ、無視、陰口」

された経験がある . . . 9 割

した経験がある . . . . 9 割

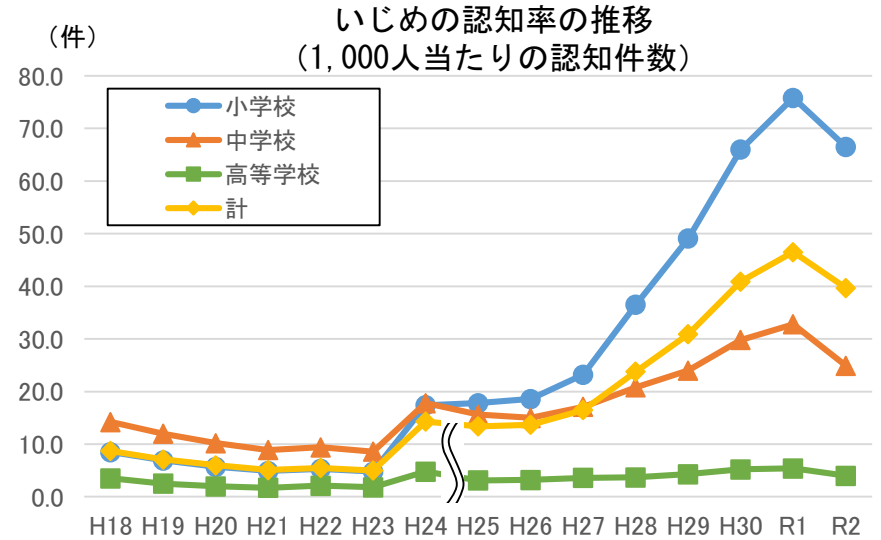
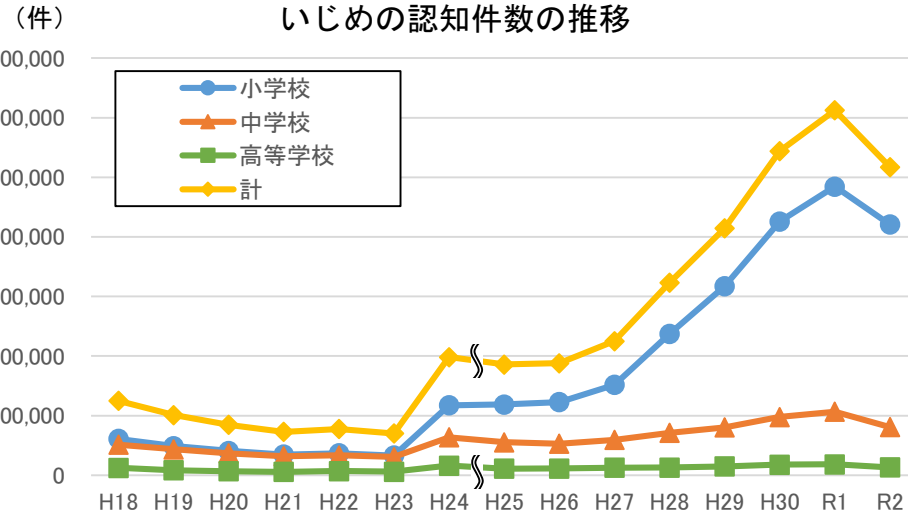
国立教育政策研究所生徒指導・進路指導センター いじめ追跡調査2016－2018  
(2018年度の中学校3年生の6年間の経験回数より)



いじめはどの学校でもどの子供にも起こり得る

# いじめの認知件数

小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は517,163件（前年度612,496件）であり、前年度に比べ95,333件（15.6%）減少している。児童生徒1,000人当たりの認知件数は39.7件（前年度46.5件）である。認知件数は、全校種で減少している。



※ 平成25年度から高等学校通信制課程を調査対象に含めている。また、同年度からいじめの定義を変更している。

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
小学校	60,897 8.5	48,896 6.9	40,807 5.7	34,766 4.9	36,909 5.3	33,124 4.8	117,384 17.4	118,748 17.8	122,734 18.6	151,692 23.2	237,256 36.5	317,121 49.1	425,844 66.0	484,545 75.8	420,897 66.5
中学校	51,310 14.2	43,505 12.0	36,795 10.2	32,111 8.9	33,323 9.4	30,749 8.6	63,634 17.8	55,248 15.6	52,971 15.0	59,502 17.1	71,309 20.8	80,424 24.0	97,704 29.8	106,524 32.8	80,877 24.9
高等学校	12,307 3.5	8,355 2.5	6,737 2.0	5,642 1.7	7,018 2.1	6,020 1.8	16,274 4.8	11,039 3.1	11,404 3.2	12,664 3.6	12,874 3.7	14,789 4.3	17,709 5.2	18,352 5.4	13,126 4.0
特別支援学校	384 3.7	341 3.2	309 2.8	259 2.2	380 3.1	338 2.7	817 6.4	768 5.9	963 7.3	1,274 9.4	1,704 12.4	2,044 14.5	2,676 19.0	3,075 21.7	2,263 15.9
計	124,898 8.7	101,097 7.1	84,648 6.0	72,778 5.1	77,630 5.5	70,231 5.0	198,109 14.3	185,803 13.4	188,072 13.7	225,132 16.5	323,143 23.8	414,378 30.9	543,933 40.9	612,496 46.5	517,163 39.7

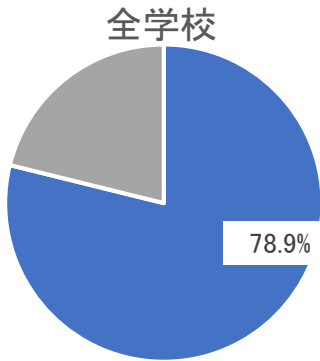
## 認知件数の前年度比較

《小学校》  
63,648件(13.1%)  
減少  
《中学校》  
25,647件(24.1%)  
減少  
《高等学校》  
5,226件(28.5%)  
減少  
《特別支援学校》  
812件(26.4%)  
減少

※ 上段は認知件数、下段は1,000人当たりの認知件数。

# いじめの状況について

## いじめを認知した学校数の割合



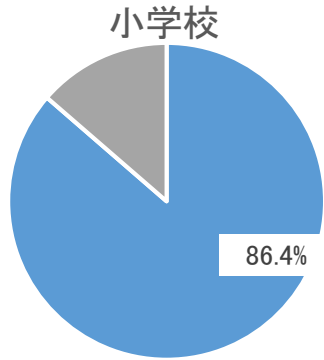
- いじめを認知した学校数  
**29,001校 (総数の78.9%)**  
(前年度より3.7ポイント減)
- 1校当たりの認知件数  
14.1件 (前年度16.5件)

「平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果について」(平成27年12月22日付け児童生徒課長通知)にて、下記のとおり通知しており、各学校においていじめの認知への取組が行われた。

### 【通知より抜粋】

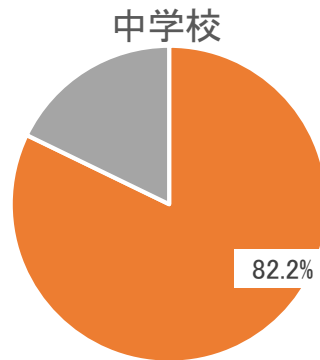
いじめを認知していない学校…にあつては、真にいじめを根絶できている場合も存在するであろうが、解消に向けた対策が何らとられることなく放置されたいじめが多数潜在する場合もあると懸念している。特に、…いじめの認知件数が零であった学校においては、当該事実を児童生徒や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで、認知漏れがないかを確認すること。

## 学校種別の状況



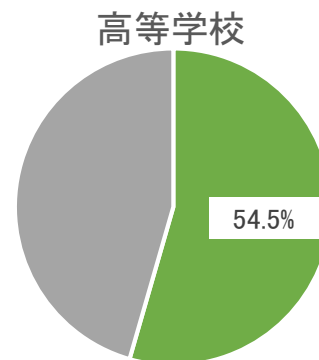
いじめを認知した学校数  
**16,971校 (総数の86.4%)**  
(前年度から1.8ポイント減)

1校当たりの認知件数  
21.4件 (前年度24.4件)



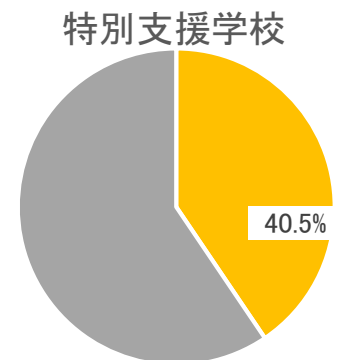
いじめを認知した学校数  
**8,485校 (総数の82.2%)**  
(前年度から4.1ポイント減)

1校当たりの認知件数  
7.8件 (前年度10.3件)



いじめを認知した学校数  
**3,080校 (総数の54.5%)**  
(前年度から9.6ポイント減)

1校当たりの認知件数  
2.3件 (前年度3.2件)

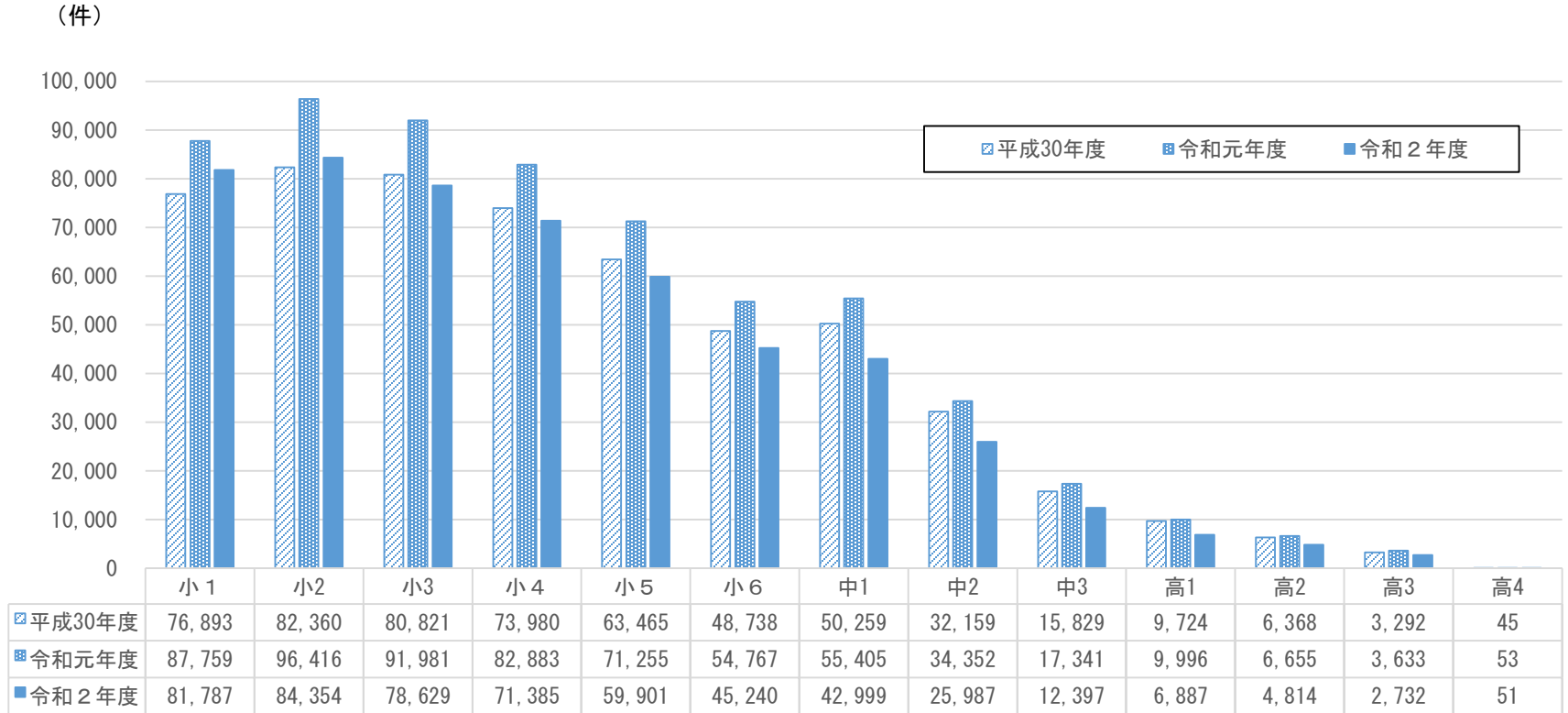


いじめを認知した学校数  
**465校 (総数の40.5%)**  
(前年度から5.0ポイント減)

1校当たりの認知件数  
2.0件 (前年度2.7件)

# いじめの状況について

## 学年別 いじめの認知件数



※各学年の認知件数には、特別支援学校小学部・中学部・高等部の認知件数を含む

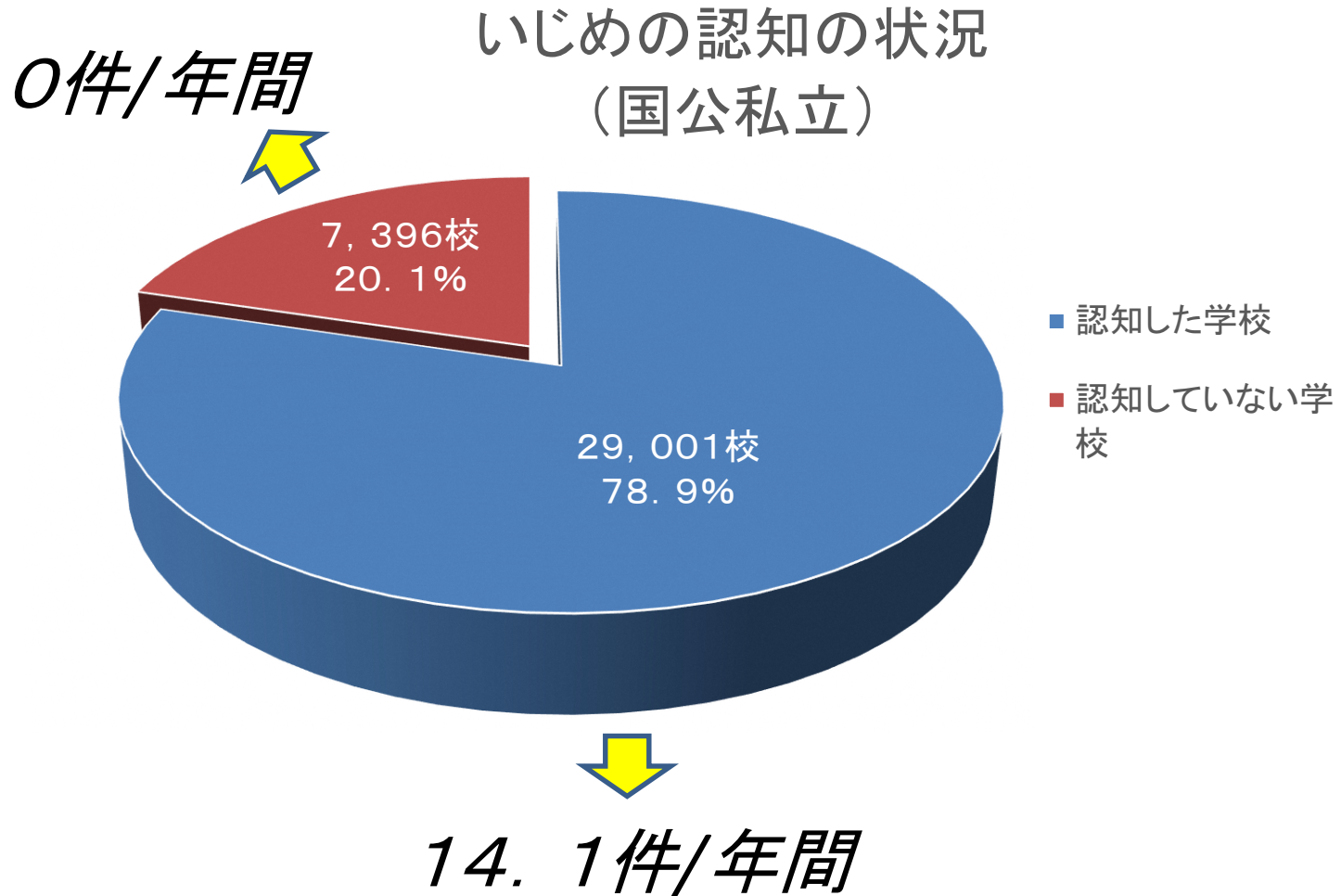
- 学年別いじめの認知件数は、全学年で前年度と比較して減少している。  
なお令和元年度は、全学年で前年度より増加していた。

# いじめの認知学校数・認知件数

		学校総数: A (校)	認知した学校数: B(校)	比率: B/A×100 (%)	認知件数: C (件)	1校当たりの認知件数: C/A(件)	認知していない学校数: D(校)	比率: D/A×100 (%)
小学校	国立	72	65	90.3	2,851	39.6	7	9.7
	公立	19,338	16,798	86.9	416,861	21.6	2,305	11.9
	私立	241	108	44.8	1,185	4.9	129	53.5
	計	19,651	16,971	86.4	420,897	21.4	2,441	12.4
中学校	国立	77	64	83.1	562	7.3	13	16.9
	公立	9,445	8,086	85.6	78,537	8.3	1,280	13.6
	私立	802	335	41.8	1,778	2.2	425	53.0
	計	10,324	8,485	82.2	80,877	7.8	1,718	16.6
高等学校	国立	19	7	36.8	18	0.9	12	63.2
	公立	4,093	2,440	59.6	10,238	2.5	1,647	40.2
	私立	1,543	633	41.0	2,870	1.9	898	58.2
	計	5,655	3,080	54.5	13,126	2.3	2,557	45.2
特別支援学校	国立	45	15	33.3	57	1.3	30	66.7
	公立	1,088	449	41.3	2,203	2.0	637	58.5
	私立	14	1	7.1	3	0.2	13	92.9
	計	1,147	465	40.5	2,263	2.0	680	59.3
計	国立	213	151	70.9	3,488	16.4	62	29.1
	公立	33,964	27,773	81.8	507,839	15.0	5,869	17.3
	私立	2,600	1,077	41.4	5,836	2.2	1,465	56.3
	計	36,777	29,001	78.9	517,163	14.1	7,396	20.1

# いじめ「認知力」の学校間格差

(小・中・高・特別支援学校)

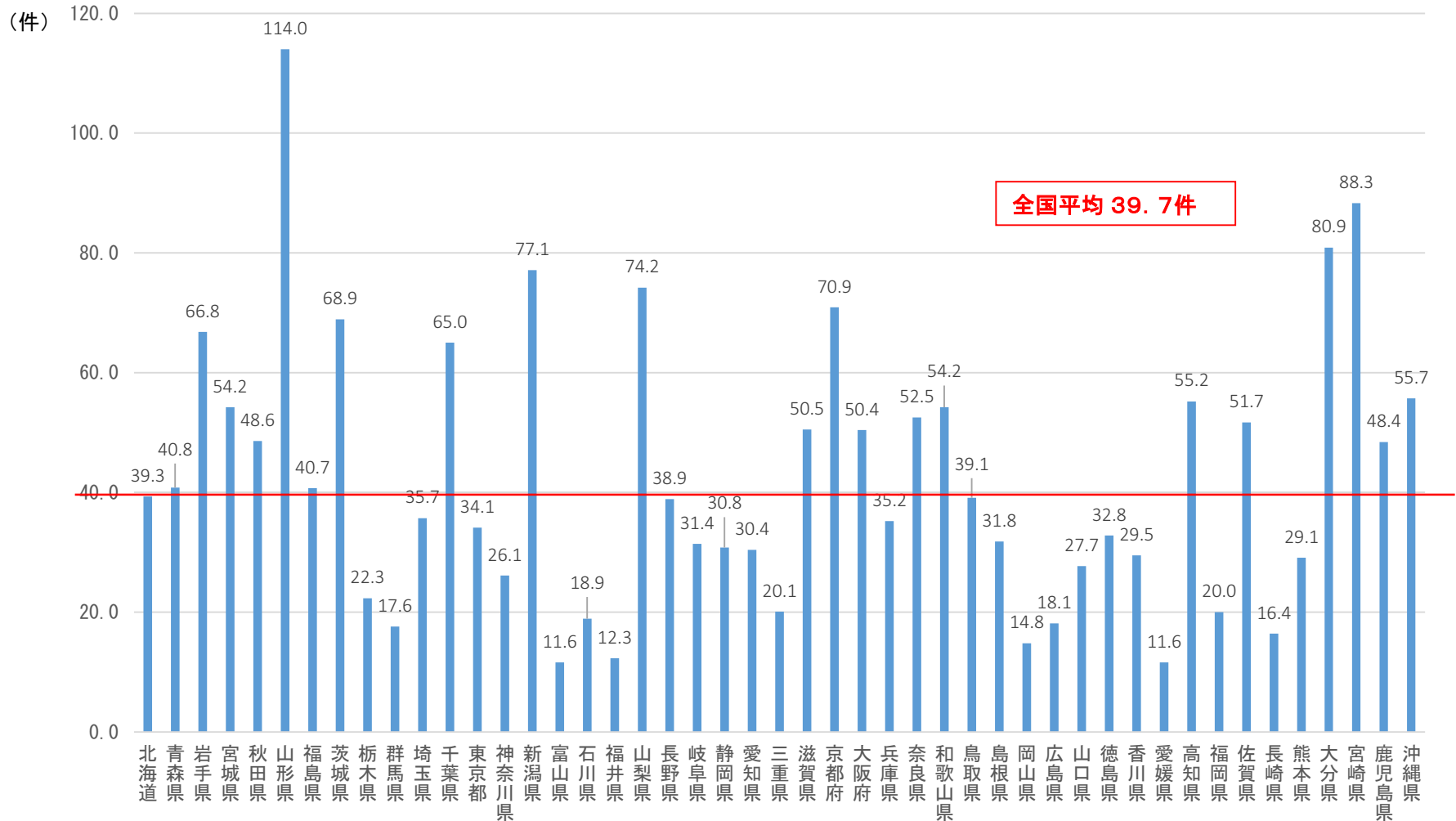


# 学校において認知したいじめの件数

## いじめの1,000人当たり認知件数(令和2年度)

文部科学省としては、いじめの認知件数が多い学校について、**「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と極めて肯定的に評価する。**  
(児童生徒課長通知)

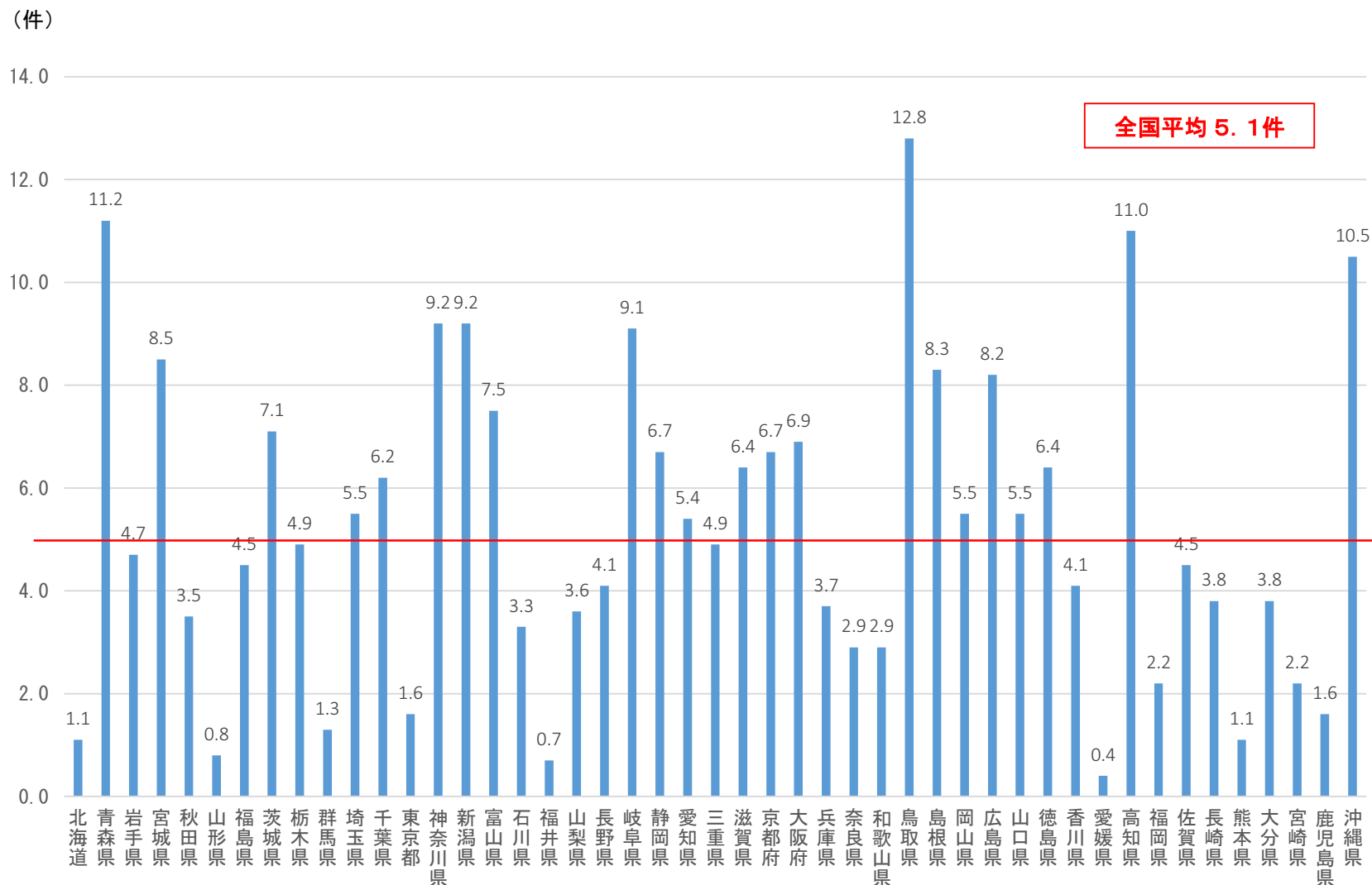
いじめを認知していない学校にあつては、・・・解消に向けた対策が何らとられることなく**放置されたいじめが多数潜在**する場合があると**懸念**している。  
(児童生徒課長通知)





# (参考)暴力行為の1,000人当たり発生件数(令和2年度)[都道府県比較]

## 国公立小・中・高等学校



# 教育委員会のいじめ対策に係る取組事例について

	自治体名	特徴的な取組
<b>早期・適切な対応等のための取組</b>	東京都	<b>【保護者、地域との連携】</b> > <b>保護者及び地域の方がいじめの対応について、「協力しよう」という意識や意欲を持てるようにすることを目的として</b> 、学校いじめ防止基本方針、及びいじめの早期発見等における保護者・地域としての役割に対する、保護者の理解を深めるプログラムを開発し、学校にプログラムの展開例を示すとともに、保護者会や学校運営協議会等で活用できるよう、スライド資料や事後アンケート等をWebページ( <a href="https://www.kyoiku-kensyu.metro.tokyo.lg.jp/09seika/reports/bulletin/r2.html">https://www.kyoiku-kensyu.metro.tokyo.lg.jp/09seika/reports/bulletin/r2.html</a> )に掲載している。
	新潟市	<b>【いじめの積極的な認知】</b> > 「いじめ初期対応ガイドブック」を作成し、積極的ないじめの認知の周知徹底や、市民、保護者、教職員を対象とした「いじめ防止市民フォーラム」の開催、 <b>教職員のキャリアステージに応じた研修の設定</b> 、及び <b>「いじめの程度表」の全教職員への配布</b> といった <b>教職員のいじめの認知の感度を上げるための取組</b> の徹底。
	山形県	<b>【学期ごとにいじめの状況を把握】</b> > <b>いじめ発見アンケートとその結果を用いた面談を年2回実施</b> することについて各学校に依頼。 <b>各学期ごとに、教育委員会がいじめの認知件数と解消の状況を把握</b> 。解消されないものは期をまたいで追跡調査。把握した個別の状況に応じ必要な支援を実施。 <b>【実効性あるいじめ防止基本方針】</b> > 各学校の基本方針について、教育事務所ごとに点検し、実効的な行動計画となるよう見直し。 <b>【いじめ解決支援チームの設置】</b> > <b>各教育事務所に、指導主事・警察OB・校長経験者で組織する「いじめ解決支援チーム」</b> を置き、学校や保護者からの相談に応じている。
<b>ネットいじめを防ぐ取組</b>	東京都	<b>【関連機関との連携】</b> > 教育委員会が、 <b>関係機関と連携して実施している「学校非公式サイト等の監視」</b> や、 <b>法務局からインターネットを通じて行われるいじめに関する情報の提供</b> があり、関係する区市町村教育委員会や学校が、都教育委員会から情報を受け取った場合、直ちに該当すると思われる児童生徒の状況を確認するなどして、いじめの早期発見に努めている。
	沖縄県	<b>【関連機関との連携】</b> > SNS上の誹謗中傷の事案の報告があった際、 <b>教育委員会が学校と警察間の橋渡しを担い</b> 、保護者同伴の相談だけでなく、 <b>学校、警察が連携して指導を行えるよう、連携体制の整備を促進している</b> 。その結果として、名誉毀損にあたる誹謗中傷で効果を上げており、生徒の意識も高くなり、気になることがあれば学校へ相談するなどの事例も増えている。
<b>重大事態への取組</b>	宮崎県	<b>【教育委員会の積極的な関与】</b> > <b>教育委員会が毎月いじめの件数と内容を集約</b> 。気になる記載がある、いじめの疑いがあり1週間欠席していると いった場合には、学校からの報告を求めている。保護者への接し方、学びの保障の対応、SCの派遣等について具体的な助言。 <b>【いじめの「重大事態」に係る対応マニュアルの作成】</b> > <b>重大事態につながりうる事案への対応も含めた「重大事態対応マニュアル」を策定</b> 。 全ての学校を定期的に訪問し、マニュアルの内容等を説明。

# いじめの積極的な認知について

## 1. 全体の状況

- 全国的には、いじめ認知件数と同様に『重大事態※<sup>1</sup>発生件数』も増加。  
重大事態の増加要因としては、
  - ・「ガイドライン」※<sup>2</sup>に基づくいじめの重大事態の判断の周知徹底がなされたこと
  - ・不登校児童生徒数の増加に伴い2号重大事態が増加したこと等が考えられる。

※1 1号重大事態:いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるもの

2号重大事態:いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるもの

※2 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(H29.3)

## 2. 「いじめを積極的に認知」するよう周知

**文部科学省としては、いじめの認知件数が多い学校について、  
「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、  
その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」  
と極めて肯定的に評価する。  
(平成27年8月17日付け児童生徒課長通知)**